

両性の平等に関する委員会規則

(昭和五十七年二月二十日規則第三十九号)

改正 平成 二年 二月一六日

同 五年 六月二五日

同 一五年 三月一四日

第一条 日本弁護士連合会（以下連合会という。）に、両

性の平等に関する委員会（以下委員会という。）を置く。

第二条 委員会は、個人の尊重、両性の平等の見地から次の活動を行う。

- 一 社会と家庭における両性の平等に関する調査、研究。
- 二 両性の平等に関する現行法制の改善についての調査、研究。
- 三 両性の平等に反する差別及び権利侵害に関する具体的事実の調査、研究。
- 四 前各号に基づき適切な措置をとること。

第三条 委員会は、五〇名以内の委員をもつて組織する。

2 委員の任期は二年とし、毎年半数ずつ改選する。但し、再任を妨げない。

3 任期の始期は、選任された年の六月一日とする。

- 1 -

第四条 委員会に、委員長一名、副委員長七名以内を置く。

第五条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故のあるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長があらかじめ委員長の定める順序により委員長の職務を行う。

第六条 委員会は、委員長が招集する。

第七条 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第八条 委員会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会の設置ならびに構成等については、委員会において定める。

第九条 委員会は、第二条第一号ないし第三号に掲げる調査、研究ならびに情報収集を、連合会人権擁護委員、司法制度調査委員その他連合会会員に委嘱することができる。

第十条 委員会および委員は、事案の調査にあつては秘密を保ち、関係者の名誉を損うことのないよう注意しなければならぬ。

第十一条 委員会は、関係者に対して、意見の発表、要望その他適切な措置をとるときはあらかじめ連合会の承認を得なければならない。但し、緊急を要するときは、委

- 2 -

員長は会長と協議して、その処置を行うことができる。

附 則

- 1 この規則は、昭和五十七年五月一日から施行する。
- 2 昭和五十五年に選任された委員の任期は、規則の施行日の前日までとする。

附 則（平成二年二月一六日第三条第三項改正）

- 1 第三条第三項の改正規定は、平成二年四月一日から施行する。

- 2 第三条第三項の改正規定は、その施行前に選任された委員には適用しない。

- 3 第三条第三項の改正規定の施行前に選任された委員の任期満了に伴う改選により選任された委員の任期は、会長が選任の通知を發した日から、その後一年を過ぎた後に最初に到来する五月三十一日までとする。

附 則（平成五年六月二五日改正）

題名、第一条及び第二条の改正規定は、平成五年六月二十五日より施行する。

附 則（平成一五年三月一四日改正）

- 1 第三条第二項の改正規定は、平成十五年三月十四日から施行する。
- 2 第三条第二項の規定にかかわらず、平成十五年に選任

される委員の任期は、その半数を平成十六年五月三十一日まで、他の半数を平成十七年五月三十一日までとする。